

中小企業向け補助金・助成金一覧表

5. 事業承継関係

赤字：前年度情報掲載（情報入手次第更新）

2024/4/11

区分	実施機関	補助金名	対象事業	対象企業等	補助率	補助限度額	募集期間	事業期間	HP等	
事業承継	中小企業庁 事業環境部 財務課	事業承継・引継ぎ補助金	事業承継・引継ぎ補助金は、事業再編、事業統合を含む事業承継を契機として経営革新等を行う中小企業・小規模事業者に対して、その取組に要する経費の一部を補助するとともに、事業再編、事業統合に伴う経営資源の引継ぎに要する経費の一部を補助する事業を行うことにより、事業承継、事業再編・事業統合を促進し、我が国経済の活性化を図る	経営革新事業	2019/11/23～2024/11/22に事業承継を行った又は行う者 ①創業支援型（Ⅰ型） ②経営者交代型（Ⅱ型） ③M&A型（Ⅲ型）	1/2 但し、以下に該当する場合は2/3 ①小規模企業者 ②物価高の影響等により、営業利益率が低下している者 ③直近決算期の営業利益または経常利益が赤字の者 ④中小企業活性化協議会等からの支援を受けている者	600万円 補助事業期間に一定の賃上げを実施した場合は、800万円	9次締切： 2024/4/30	2024/12/2	https://jsh.go.jp/r5h/
				専門家活用事業	①買い手支援型（Ⅰ型） 事業再編・事業統合に伴い株式・経営資源を譲り受ける予定の中小企業等 ②売り手支援型（Ⅱ型） 事業再編・事業統合に伴い株式・経営資源を譲り渡す予定の中小企業等	I型：2/3 II型：1/2 以下の場合2/3 ①物価高の影響等により、営業利益率が低下している者 ②直近決算期の営業利益または経常利益が赤字の者	600万円 補助事業期間内に経営資源の引継ぎが実現しなかった場合は 上限300万円	9次締切： 2024/4/30	2024/12/2	
				廃業・再チャレンジ	再チャレンジに取り組むための廃業に係る経費の一部を補助	2/3	150万円	9次締切： 2024/4/30	2024/12/2	
事業承継	島根県事業承継・引継ぎ支援センター（島根県中小企業課）	第三者承継・統合型支援補助金	県内中小企業者が第三者承継により経営資源を引継いだ後に必要となる設備投資（以下「補助事業」という。）に係る経費の一部を補助することにより、県内の後継者不在の中小企業の事業の廃業を未然に防止し、地域に必要な事業の継続、雇用の維持を図る。 【補助対象経費】 備品機械設備等購入費、施設改修費、撤去費	(1) 補助対象期間内に被承継者から経営資源を引継ぐ承継者であること。 (2) 県内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者であること。 (3) 特別関係者でないこと。 (4) 申請の日から起算して1年以内において、資本関係者でないこと。	1/2	1,000万円 または 600万円 (中山間地域の被承継者から引継ぐ経営資源の従業員数が5名未満の場合)	2024/4/30	2025/2/28	https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/syoko/sangyo/chusho/daisansya_syokei.html	